

第80回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年8月27日（水曜日）
午前10時開会

場所

三協立山株式会社 本社
ショウルーム 2 階大ホール
富山県高岡市早川70番地

※末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役
5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である
取締役1名選任の件

 三協立山株式会社

三協立山株式会社

証券コード：5932

証券コード 5932
2025年8月8日
(電子提供措置の開始日2025年8月5日)

株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地
三 協 立 山 株 式 会 社
代表取締役社長 平 能 正 三
社長執行役員

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
「第80回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.st-grp.co.jp/ir/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

銘柄名（会社名）または証券コード（5932）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」
を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

東証ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、郵送またはインターネットにより議決権を行使することができます
ので、議決権を事前に行使いただく場合は、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の
うえ、後述のご案内に従って2025年8月26日（火曜日）午後5時20分までに議決権を行使してくだ
さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2025年8月27日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社 本社 ショールーム 2 階大ホール |

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

第80期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〇法令および当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を本招集ご通知 頁記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

① 連結注記表 ② 個別注記表

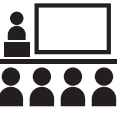
したがいまして、本招集ご通知は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した対象書類の一部であります。

〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

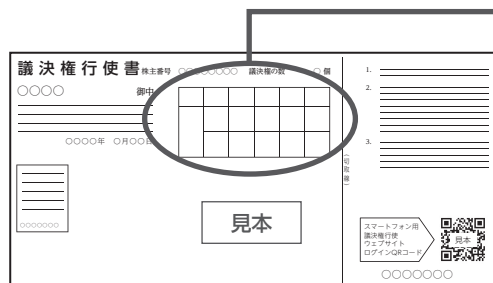
株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送で議決権をご行使される場合	インターネットで議決権をご行使される場合	株主総会にご出席される場合
 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。 行使期限 2025年8月26日（火曜日） 午後5時20分到着分まで	 議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。 行使期限 2025年8月26日（火曜日） 午後5時20分入力分まで	 同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。 日時 2025年8月27日（水曜日） 午前10時 会場 富山県高岡市早川70番地 三協立山株式会社 本社 ショールーム2階大ホール 末尾の「株主総会会場案内図」をご参照ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。



議決権行使書 株主番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 議決権の数 〇〇〇

〇〇〇〇 〇月〇〇日

見本

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
QRコード
〇〇〇〇〇〇〇〇

【第1・4号議案】

賛成の場合 「賛」 の欄に○印 反対する場合 「否」 の欄に○印

【第2・3号議案】

全員賛成の場合 「賛」 の欄に○印 全員反対する場合 「否」 の欄に○印

一部の候補者を
反対する場合 「賛」 の欄に○印をし、反対する候補者の番号を
ご記入いただくか、「否」 の欄に○印をし、賛成
する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

■ インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

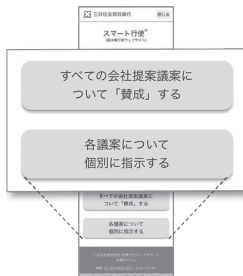
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

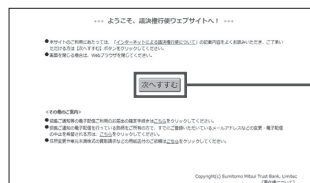
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

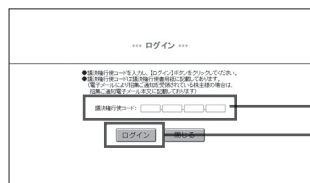
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

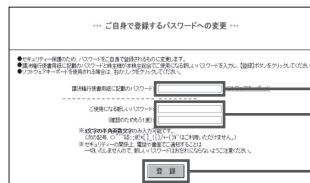
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※インターネット等による議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効として取り扱っていただきます。

※インターネット等により複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱っていただきます。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案し、下記のとおり1株あたり12円50銭とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金12円50銭 総額393,054,925円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年8月28日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再 任	ひら の 平能 正三	当社代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル社 社長	17回／17回
2	再 任	よし だ 吉田 経晃	当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当	17回／17回
3	再 任	く ぼ た けん すけ 久保田 健介	当社取締役 常務執行役員 財務経理統括室長	17回／17回
4	再 任	くろ はた 黒畑 靖之	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 事業開発統括室長	17回／17回
5	再 任	とよ おか 豊岡 史郎	当社取締役 常務執行役員 三協アルミ社社長	14回／14回
6	再 任	あずま 東 一郎	当社取締役 常務執行役員 タテヤマアドバンス社社長	13回／14回
7	再 任	しの だ 篠田 寛子	社外 独立 当社社外取締役	14回／14回

1 平能 正三

■ 生年月日
1958年4月28日生

■ 所有する当社株式数
普通株式35,400株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2018年6月	当社取締役 執行役員 国際事業統括室長 兼 国際事業代表 兼 三協マテリアル社 社長
2008年6月	三協立山アルミ(株)千葉支店長	2019年8月	当社取締役 専務執行役員 三協マテリアル社 社長 兼 国際事業管掌
2011年6月	同社ビル事業部ビル建材部長	2020年6月	当社取締役 専務執行役員 国際事業統括室担当 兼 三協マテリアル社 社長 兼 国際事業管掌
2012年6月	当社三協アルミ社 ビル事業部ビル建材部長	2020年8月	当社代表取締役社長 社長執行役員 三協マテリアル社 社長 (現在に至る)
2014年6月	当社三協アルミ社 事業役員 ビル事業部長		
2015年8月	当社取締役 執行役員 三協アルミ社 事業役員 ビル事業部長		
2017年6月	当社取締役 執行役員 国際事業統括室 副統括 室長 兼 三協マテリアル社 社長		

選任の理由

同氏は、主に建材営業関係業務に従事し、現在代表取締役社長 社長執行役員及び社内カンパニーの三協マテリアル社の社長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2 吉田 経晃

■ 生年月日
1961年8月28日生

■ 所有する当社株式数
普通株式4,100株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	(株)北陸銀行入行	2020年8月	当社取締役 常務執行役員 三協アルミ社上席事業役員
2014年6月	同行営業推進部長	2021年6月	当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長
2016年6月	同行執行役員 営業企画部長 兼 営業戦略室長	2023年8月	当社取締役 常務執行役員 総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当 (現在に至る)
2017年6月	同行執行役員 北海道地区事業部本部長		
2018年6月	同行常務執行役員 北海道地区事業部本部長 兼 (株)北海道銀行取締役(非常勤)		
2020年5月	当社顧問		

選任の理由

同氏は2020年5月の当社顧問就任後、建材部門の事業管理、総務・人事、情報システムの業務に従事しております。(株)北陸銀行における法人営業及び営業企画部門の業務経験も含めて豊富な業務経験と営業戦略全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 久保田 健介

■ 生年月日
1963年 6 月 12 日生

■ 所有する当社株式数
普通株式8,300株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	住友信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社	2018年 1 月	三井住友トラスト・ホールディングス(株)人事部主管 兼 三井住友信託銀行(株)人事部主管
2009年 8 月	同行山口防府支店長	2020年 6 月	当社顧問
2011年 4 月	同行資産金融部長	2020年 8 月	当社取締役 常務執行役員 財務経理統括室長 (現在に至る)
2015年 4 月	三井住友信託銀行(株)大阪本店営業第一部長		

選任の理由

同氏は2020年 6 月の当社顧問就任後、財務・経理部門の業務に従事しております。三井住友信託銀行(株)にて法人営業及び資産金融部門の業務経験も含めて、豊富な業務経験と財務経理全般に関する知見を有しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 黒畑 靖之

■ 生年月日
1965年 1 月 3 日生

■ 所有する当社株式数
普通株式3,400株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月	三協アルミニウム工業(株)入社	2022年12月	当社 執行役員 経営企画統括室長
2013年 6 月	当社三協アルミ社 ビル事業部 ビル事業管理部 長	2023年 6 月	当社 常務執行役員 経営企画統括室長
2015年12月	当社三協アルミ社 ビル事業部 ビル事業管理部 長 兼 ビル建材部長	2023年 8 月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長
2017年 6 月	当社三協アルミ社 東北支店長	2024年 6 月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 物 流統括管理担当
2021年 6 月	当社事業開発統括室長 兼 経営企画統括室副統 括室長	2025年 6 月	当社取締役 常務執行役員 経営企画統括室長 兼 事業開発統括室長 (現在に至る)
2022年 6 月	当社 執行役員 経営企画統括室長 兼 事業開発 統括室長		

選任の理由

同氏は、建材営業・事業開発・経営企画等関係業務に従事し、現在、当社経営企画統括室長を務めております。当社での豊富な業務経験と当社グループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

5 豊岡 史郎

■ 生年月日
1964年6月24日生

■ 所有する当社株式数
普通株式4,800株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2021年6月	当社執行役員 三協アルミ社 関東ビル建材支店長
2009年6月	三協立山アルミ(株)横浜支店ビル建材部長	2022年6月	当社執行役員 三協アルミ社 ビル事業部副事業部長
2013年6月	当社三協アルミ社 横浜支店長	2023年6月	当社常務執行役員 三協アルミ社 事業統括部長
2016年6月	当社三協アルミ社 ビル事業部副事業部長 兼 ビル事業管理部長	2024年6月	当社常務執行役員 三協アルミ社 社長
2019年6月	当社三協アルミ社事業役員 関東ビル建材支店 長	2024年8月	当社取締役 常務執行役員 三協アルミ社 社長 (現在に至る)

選任の理由

同氏は、主に建材の営業関係業務に従事し、現在当社社内カンパニーの三協アルミ社社長を務めております。当社での豊富な業務経験とグループ経営全般に関する知見を有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

6 東 一郎

■ 生年月日
1964年10月8日生

■ 所有する当社株式数
普通株式1,800株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月	立山アルミニウム工業(株)入社	2015年6月	当社三協アルミ社 北陸支店長
2004年6月	同社ビル建材事業本部 ビル建材事業部 企画部 長	2017年6月	当社三協アルミ社 関西ビル建材支店長
2006年6月	三協立山アルミ(株) ビル建材事業本部 ビル事業 企画部長	2019年6月	当社三協アルミ社 ビル事業部 副事業部長 兼 ビル 事業企画部長
2010年6月	タテヤマアドバンス(株) 東京第一支店 副支店長	2022年6月	当社執行役員 三協アルミ社 九州支店長
2011年2月	三協立山アルミ(株)関東ビル建材支店 ビル建材 一部長	2024年6月	当社常務執行役員 タテヤマアドバンス社 社長
2012年6月	当社三協アルミ社 関東ビル建材支店 ビル建材 部長	2024年8月	当社取締役 常務執行役員 タテヤマアドバンス社 社長 (現在に至る)

選任の理由

同氏は、主に建材の営業関係業務に従事し、現在当社社内カンパニーのタテヤマアドバンス社の社長を務めております。ビル建材営業や商業施設営業を含め、当社での豊富な業務に関する知見を有しており、引き続き当社の取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	(株)ハナノキフーズ 入社	2018年 7 月	岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会 委員
1990年10月	(株)アタックス 入社	2023年 3 月	NPO法人 GEWEL 理事
1992年10月	オフィス・クレオ 開設	2024年 6 月	(株)ゴー 取締役退任
1997年 6 月	(株)ゴー 取締役	2024年 8 月	当社社外取締役
1997年11月	(有)クレオ 設立 取締役	2025年 4 月	NPO法人 GEWEL 代表理事 (現在に至る)
2016年 3 月	厚労省事業 中小企業のための女性活躍推進アドバイザー		

選任の理由、期待される役割

同氏は、経営コンサルティング会社にて人事・採用支援に従事した後独立し、1997年有限会社クレオを設立。女性活躍推進やダイバーシティ戦略に経験と知識を有していると共に企業勤務経験より人事に関する知識を有しております。専門的見地からの助言・提言や当社の経営・監督機能強化に尽力いただいております、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注)
- 候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 篠田寛子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
 - 篠田寛子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。同氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
 - 篠田寛子氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
 - 当社と社外取締役篠田寛子氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。篠田寛子氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また当社は、当該保険契約の次回更新時においても同様に、各氏を被保険者とする契約を締結する予定であります。
 - 三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
 - 三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
 - 三協立山(株)は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

第3号議案

監査等委員である取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（5名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	新任	ふじ まき 藤巻 靖	やすし 当社執行役員 総務人事統括室長付	—
2	新任	もり 森 明彦	あき ひこ 社外 独立	—
3	再任	あら まき 荒牧 宏敏	ひろ とし 社外 独立	当社取締役監査等委員 17回／17回
4	再任	と だ 戸田 和範	かず のり 社外 独立	当社取締役監査等委員 17回／17回
5	再任	よし かわ 吉川 美保	み ほ 社外 独立	当社取締役監査等委員 17回／17回

1

ふじ まき
藤巻やすし
靖生年月日
1963年2月4日生所有する当社株式数
普通株式4,185株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	三協アルミニウム工業(株)入社	2020年6月	当社三協アルミ社 事業役員 販売会社統括部長
2010年5月	三協立山アルミ(株) 関西ビル建材支店 ビル建材部長	2021年6月	当社執行役員 三協アルミ社 販売会社統括部長
2012年6月	当社三協アルミ社 関西ビル建材支店 ビル建材部長	2023年8月	当社執行役員 三協アルミ社 東海ビル建材支店長
2013年6月	当社三協アルミ社 関西ビル建材支店長	2025年6月	当社執行役員 総務人事統括室長付 (現在に至る)
2017年6月	当社三協アルミ社 事業役員 ビル事業部長		

選任の理由

同氏は、長らく建材の営業関係業務を経験し、現在は本社管理部門に従事しております。当社での豊富な業務経験とグループ経営全般に関する知見を有しており、当社の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2

もり
森あき ひこ
明彦生年月日
1967年11月2日生所有する当社株式数
普通株式0株

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	日本開発銀行（現、(株)日本政策投資銀行）入行	2017年6月	(株)日本政策投資銀行監査役室長
2011年5月	(株)日本政策投資銀行秘書室次長	2019年6月	(一社)環境不動産普及促進機構 常務理事
2013年2月	内閣官房 日本経済再生総合事務局 参事官(出向)	2025年6月	(一社)環境不動産普及促進機構 退任 (現在に至る)
2015年7月	設備投資研究所 副所長		

選任の理由、期待される役割

同氏は、政府系金融機関及び内閣官房、環境不動産普及促進機構での長い勤務経験から、財務、企業融資に関する経験と豊富な知識を有しており、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は幅広い経営的視点や財務会計及び内閣官房経験からの専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

3 あら まき 荒牧 ひろ とし 宏敏

生年月日
1959年5月18日生

所有する当社株式数
普通株式1,200株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	日本精工(株)入社	2015年6月	同社執行役専務 技術担当、技術開発本部長
2004年9月	同社総合研究開発センター 新技術開発第二部長	2016年6月	同社取締役 執行役専務、技術担当、技術開発本部長
2008年6月	同社産業機械軸受技術センター所長 兼 総合研究開発センター 副所長	2018年6月	同社特別顧問
2009年6月	同社執行役、産業機械事業本部 産業機械軸受技術センター所長	2021年8月	当社取締役監査等委員 (現在に至る)
2011年6月	同社執行役常務、産業機械事業本部 産業機械軸受技術センター所長、技術開発本部 総合研究開発センター副所長		

選任の理由、期待される役割

同氏は、日本精工(株)の執行役専務として経営に携わり経営者視点での高い知見を有しております。また長らく技術部門を担当しており技術部門の豊富な経験と知見も有しており、これらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は技術部門、生産部門に関して専門的見地からの助言提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

4 と だ 戸田 かず のり 和範

生年月日
1960年12月6日生

所有する当社株式数
普通株式1,300株

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	金沢国税局入局	2021年10月	戸田和範税理士事務所開設
2019年7月	同局課税部次長	2023年8月	当社取締役監査等委員
2020年7月	同局調査査察部長	2025年6月	フクビ化学工業(株)社外監査役 (現在に至る)
2021年10月	税理士登録		

選任の理由、期待される役割

同氏は、税理士の資格を有し長く税務行政に携わるなど、税務及び会計に豊富な経験と知見を有しておりこれらを当社経営の監査・監督に生かしていただくため引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は税務、監査の専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月	(株)インテック入社	2022年8月	当社社外取締役
2014年3月	弁護士登録、富山県弁護士会入会	2024年8月	当社取締役監査等委員
2015年9月	高岡駅南法律事務所開設		(現在に至る)

選任の理由、期待される役割

同氏は、弁護士として経験と知識を有していると共に企業勤務経験よりITに関する知識を有しております。これを当社の経営・監督に生かしていただくため引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は法務、ITの専門的見地からの助言・提言をいただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1.候補者各氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2.森明彦、荒牧宏敏、戸田和範及び吉川美保の各氏は、社外取締役候補者であります。
3.荒牧宏敏、戸田和範及び吉川美保の各氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。各氏が選任された場合、引き続き独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
4.森明彦氏が選任された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
5.荒牧宏敏氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。戸田和範氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。吉川美保氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6.当社と荒牧宏敏氏、戸田和範氏及び吉川美保氏は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しています。各氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
7.藤巻靖氏及び森明彦氏が選任された場合は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
8.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また当社は、当該保険契約の次回更新時においても同様に、各氏を被保険者とする契約を締結する予定であります。
9.三協アルミニウム工業(株)と立山アルミニウム工業(株)は2006年6月1日付で合併し、三協立山アルミ(株)に商号を変更いたしました。
10.三協立山アルミ(株)、三協マテリアル(株)及びタテヤマアドバンス(株)は、2012年6月1日に、三協立山アルミ(株)を存続会社として合併いたしました。また、存続会社の三協立山アルミ(株)は同日付で商号を三協立山(株)に変更いたしました。
11.三協立山(株)は2012年12月1日付で親会社であった三協・立山ホールディングス(株)と、三協立山(株)を存続会社として合併いたしました。

【ご参考】

取締役会のスキルマトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

当社取締役会の全体としてのバランス、多様性を考慮し、各取締役が備える知識・経験・能力を一覧化したスキルマトリックスは下記のとおりです。

役位		氏名	企業経営	グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	製造・ 技術開発・ システム	人材育成・ 労務	法務・ コンプライアンス	財務・ 会計
代表取締役社長	社長執行役員	平能 正三	●	●	●				
取締役	常務執行役員	吉田 経晃	●	●	●	●	●	●	●
取締役	常務執行役員	久保田 健介	●		●		●	●	●
取締役	常務執行役員	黒畑 靖之			●				
取締役	常務執行役員	豊岡 史郎			●				
取締役	常務執行役員	東 一郎			●				
社外取締役		篠田 寛子	●				●		
取締役	監査等委員（常勤）	藤巻 靖			●				
社外取締役	監査等委員（常勤）	森 明彦	●	●				●	●
社外取締役	監査等委員	荒牧 宏敏	●			●			
社外取締役	監査等委員	戸田 和範					●	●	●
社外取締役	監査等委員	吉川 美保				●		●	

※上記一覧表は、各氏の有する全ての経験・専門性を表すものではありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本株主総会開始の時をもって、補欠の監査等委員である取締役野崎博見氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める社外取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案を本株主総会に提出することにつきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

は せ がわ ひろ かず
長谷川 弘一

生年月日
1959年9月15日生

所有する当社株式数
普通株式6,400株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月	日本開発銀行（現、㈱日本政策投資銀行）入行	2008年 7 月	国家公務員共済組合連合会資金運用部参事役
2003年 3 月	㈱日本政策投資銀行財務部次長	2009年 4 月	同会資金運用部長
2004年 3 月	同行企業戦略担当審議役室次長	2020年 4 月	同会顧問
2005年 3 月	同行中国支店次長	2021年 8 月	当社取締役監査等委員(常勤)
2006年 6 月	同行関西支店副支店長		(現在に至る)

選任の理由、期待される役割

同氏は、主に財務・経理・金融全般及び機関投資家としての資産運用において、豊富な経験と高い見識を有しており、当社では2021年からは監査等委員である社外取締役として、当社の経営執行の監査を行うとともに、取締役会および監査等委員会においては経営の重要事項に関して積極的に提言を行ってきた実績を有しております。経営における監査機能向上のために適切な人材と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。社外取締役に就任した場合には財務・経理・金融全般及び資産運用の専門的見地から助言・提言いただき、当社の経営・監督機能強化に尽力いただくことを期待しております。

(注) 1.長谷川弘一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.長谷川弘一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3.長谷川弘一氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役就任期間は、本株主総会終結の時をもって4年となります。

4.長谷川弘一氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。

5.長谷川弘一氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

6.長谷川弘一氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を提起されたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。長谷川弘一氏が社外取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

【ご参考】 独立性判断基準

当社では、社外取締役の選任に際して以下の基準により独立性を判断しています。

以下のいずれかに該当する場合は、独立性を有しない。

1. 当社グループの現在の業務執行者又は当社グループの業務執行者であった者
2. 第1号に該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなってから10年に満たない者。
3. 以下に該当する当社の主要な取引先若しくはその業務執行者
 - ① 当社の継続的な取引先で、当社販売総額の1%以上、かつ、当該会社の仕入額に占める当社販売額が10%以上。
 - ② 取引金融機関のうち、当社総借入額に占める当該金融機関からの借入額が10%以上。
4. 以下に該当する当社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者
 - ① 継続的な取引先で、当社仕入総額の1%以上、かつ、当該会社の売上に占める当社仕入額が10%以上。
5. 取締役の相互兼任の関係にある会社
 - ① 当社の出身者が社外役員となっている会社であって、当該会社の出身者が当社の社外取締役である場合。
 - ② 当社の社外取締役本人が取締役に就任している会社又は取締役に対応する役員に就任している会社において、当社の取締役に相当する役員に就任している場合。
6. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
7. 当社が多額の寄付を行っている先又はその出身者
8. 第3号から第7号までに該当していた者で、当該先の業務執行者でなくなってから3年に満たない者
9. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の二親等内の親族又は同居の親族
 - a 第1号から第8号までに掲げる者
 - b 当社又は当社子会社の業務執行者
 - c 最近においてbに該当していた者

以 上

事業報告

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度における当社グループを取り巻く外部環境は、国内経済において、企業収益の改善を背景に堅調な設備投資がみられ、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しで緩やかな回復基調になりました。一方、諸資材価格や物流費、労務費の上昇が継続する中で、建設費の高騰などを背景に新設住宅着工戸数が弱含みになり、総じて厳しい事業環境が続きました。海外においては、ドイツ経済は製造業の低迷などにより回復が遅れました。タイ経済は自動車市場が低迷しましたが、輸出の拡大などによる景気回復がみられました。

このような環境のもと、当連結会計年度の業績は、売上高3,594億24百万円（前連結会計年度比1.8%増）、営業利益15億45百万円（前連結会計年度比59.4%減）、経常利益9億44百万円（前連結会計年度比75.7%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は23億36百万円（前連結会計年度は10億19百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社は、グループ全体の経営基盤の強化と収益力向上によって、継続的な企業価値の向上を図り、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

配当につきましては、業績状況や内部留保の充実などを勘案した上で、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。さらに、中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）には、株主還元の充実として「1株当たり25円を下限とする安定的かつ継続的な配当」を設定しており、中間配当1株当たり12.5円を実施させていただきました。そして、期末配当1株当たり12.5円を実施することで、年間配当として1株当たり25円とさせていただきます予定です。

次期配当につきましては、配当方針及び株主還元の充実を目指す考え方にに基づき、中間配当は1株当たり12.5円、期末配当は1株当たり12.5円（年間配当1株当たり25円）とさせていただきます予定です。

事業別の概況は次のとおりです。

【建材事業】

建材事業では、諸資材価格や物流費、労務費の上昇による建設費の高騰などを背景に新設住宅着工が弱含みになるという厳しい事業環境のもと、収益構造の変革、基盤事業の強化と新規・成長事業の育成にチャレンジしております。ビル事業では、より強固な収益基盤の確立と改修事業の拡大、住宅事業では、収益改善とリフォームや非住居木造物件対応など成長事業の育成、エクステリア事業では、基幹商品シェアアップ、パブリックエクステリア強化や事業領域の拡大への対応強化を進めてまいりました。特に高い意匠性と機能性を両立させたカーポート「FⅡ（エフツー）」のタイプ追加による拡充、カーポート型太陽光パネル架台「エネジアース」のリファインにより、価格・納期・品質の優位性を強化しました。なお、「エネジアース」は、「2024年度 グッドデザイン賞」を受賞いたしました。一方、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みとしては、住宅の高断熱化に寄与する業界最高水準の断熱性能と防災力を兼ね備えた高断熱玄関ドア「プロノーバ2」の発売や、東海旅客鉄道株式会社様、ジェイアール東海商事株式会社様との『東海道新幹線再生アルミ』を活用した建材の共同開発など、環境に配慮した商品の開発を進めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、価格改定や2025年4月の建築基準法及び建築物省エネ法改正による一時的な新設住宅着工の駆け込み需要があったものの、エクステリア市場縮小の影響などにより、売上高1,786億52百万円（前連結会計年度比2.0%減）となりました。利益については、アルミ地金価格の上昇、物流費の増加などにより、セグメント利益2億36百万円（前連結会計年度比89.4%減）となりました。

【マテリアル事業】

マテリアル事業では、アルミニウム押出型材市場における建材分野の縮小傾向が続いておりますが、輸送分野や一般機械分野、インフラ関連の需要増、軽量でリサイクルに適したアルミへの置き換え需要などにより長期的には需要が増加すると想定しております。このような事業環境の中、建材分野、一般機械分野など主力である既存領域での収益基盤を確立するとともに、将来の成長に向けた自動車分野拡大のための体制構築と積極的な投資を実行し、収益力を高めながら事業拡大を図っております。また、カーボンニュートラル実現に向けたアルミリサイクル促進への取り組みに注力いたしました。

当連結会計年度の業績は、建材分野や輸送分野の市場低迷による影響がありましたが、アルミ地金市況に連動した売上の増加により、売上高597億81百万円（前連結会計年度比12.6%増）となりました。利益については、コスト削減効果や減価償却方法の見直し

などにより、セグメント利益26億2百万円（前連結会計年度比77.3%増）となりました。

【商業施設事業】

商業施設事業では、インバウンド需要や物価上昇などにより小売業販売額は堅調に推移しましたが、小売市場を取り巻く環境は人手不足などによる省人・省力化対応や消費者の多様化する生活スタイルに対応するため、競争力の維持と持続的な成長に向けた積極的な投資が行われております。その需要にお応えするため、ニーズを的確に捉えた提案営業や新たな領域への展開などにより、更なる事業成長を目指し取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績は、小売業界における業態の枠を超えた競争の激化やインバウンド需要増加を背景に、新規出店や店舗改装の積極的な投資が行われ、その需要を取り込んだことで、過去最高の売上高445億22百万円（前連結会計年度比4.3%増）となりました。利益については、物流費などの様々なコスト増加に対し価格改定を含む収益改善策が遅れたことにより、セグメント利益14億60百万円（前連結会計年度比4.8%減）となりました。

【国際事業】

国際事業では、ドイツ経済は製造業の低迷などによる景気停滞がみられ、建材やE V市場が低調に推移しました。また、タイ経済は輸出などの回復による成長がみられたものの、自動車市場が低迷する厳しい事業環境になりました。このような環境の中で、セグメント全体で安定的に収益を確保できる体質に変革するため、中長期案件の需要減少に備えた柔軟な体制構築に努めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、欧州子会社ではドイツのE V販売台数減少の影響が大きくありました。一方、為替影響による増収効果と卸売向け販売量の増加、タイ子会社での電子機器分野などの伸長により、売上高761億45百万円（前連結会計年度比2.0%増）となりました。利益については、E V販売台数の鈍化に伴う販売構成の変化や製品不具合に伴う一時費用の発生などにより、セグメント損失25億98百万円（前連結会計年度はセグメント損失13億6百万円）となりました。

(2) 事業別の売上高と営業利益の推移

事業区分		第 79 期 (2023年6月～ 2024年5月)		第 80 期 (当連結会計年度) (2024年6月～ 2025年5月)		前連結会計年度比	
			構成比		構成比	増 減	増 減 率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
建 材 事 業	売 上 高	182,270	51.6	178,652	49.7	△3,617	△2.0
	営 業 利 益	2,228	58.5	236	15.3	△1,991	△89.4
マテリアル 事 業	売 上 高	53,085	15.0	59,781	16.6	6,696	12.6
	営 業 利 益	1,467	38.6	2,602	168.4	1,134	77.3
商 業 施 設 事 業	売 上 高	42,672	12.1	44,522	12.4	1,849	4.3
	営 業 利 益	1,534	40.3	1,460	94.5	△73	△4.8
国 際 事 業	売 上 高	74,636	21.1	76,145	21.2	1,508	2.0
	営 業 利 益	△1,306	△34.3	△2,598	△168.1	△1,291	—
そ の 他	売 上 高	362	0.1	322	0.1	△39	△11.0
	営 業 利 益	△42	△1.1	△63	△4.1	△20	—
消 去 又 は 全 社	売 上 高	—	—	—	—	—	—
	営 業 利 益	△73	△1.9	△92	△6.0	△18	—
合 計	売 上 高	353,027	100.0	359,424	100.0	6,397	1.8
	営 業 利 益	3,807	100.0	1,545	100.0	△2,261	△59.4

- (注) 1.第79期、第80期に記載の△は、当該連結会計年度の損失を示しております。
2.前連結会計年度比増減に記載の△は、前連結会計年度比減少を示しております。

2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 77 期 (2021年6月～ 2022年5月)	第 78 期 (2022年6月～ 2023年5月)	第 79 期 (2023年6月～ 2024年5月)	第 80 期 (当連結会計年度) (2024年6月～ 2025年5月)
売 上 高	340,553	370,385	353,027	359,424
営 業 利 益	3,782	2,669	3,807	1,545
経 常 利 益	4,198	3,419	3,880	944
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	395	1,630	△1,019	△2,336
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	12円62銭	52円02銭	△32円53銭	△74円54銭
純 資 産	85,605	92,667	99,483	94,804
総 資 産	268,470	282,932	289,975	300,454

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。期中平均発行済株式数は、77期31,357,328株、78期31,352,706株、79期31,347,819株、当連結会計年度31,341,932株となっております。

3. 対処すべき課題

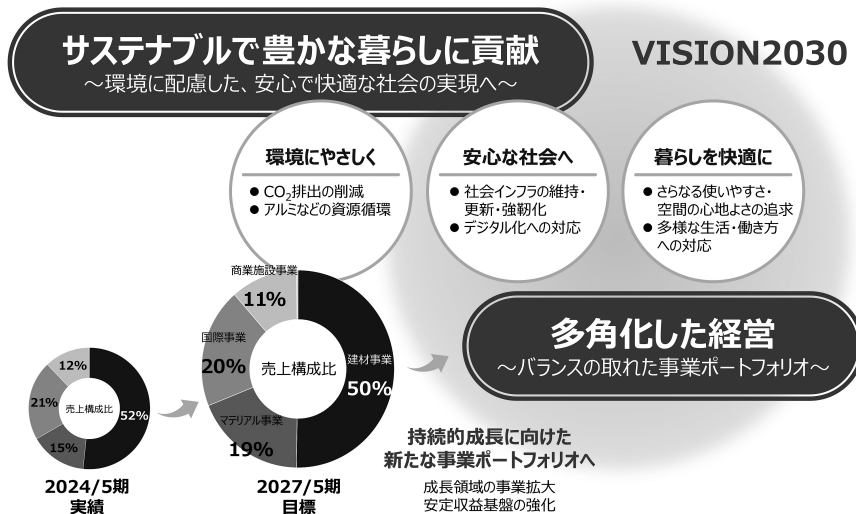
当社を取り巻く事業環境

当社グループを取り巻く経営環境として、国内においては、市場の成熟化と価値の多様化が進む中で、労働人口の減少と高齢化の進行に伴い、労働力不足への対応と社会保障の在り方が問われています。さらに人類の諸活動を起点として発生した温室効果ガスの増加に伴い、地球温暖化が進行し、台風及び豪雨の被害が甚大化するなど、気候変動により私たちの暮らし全般へ大きな影を落としつつあります。

当社では、従来の事業環境分析に加え、上記のような環境の変化や社会課題を「機会」と「脅威」として捉えた上で、当社グループで保有するアルミのリサイクル技術や省エネに貢献する製品技術、さらに販売ネットワークの強み等を生かしながら、海外を含めた市場成長性と連動した事業ポートフォリオへの変革が必要と考えております。

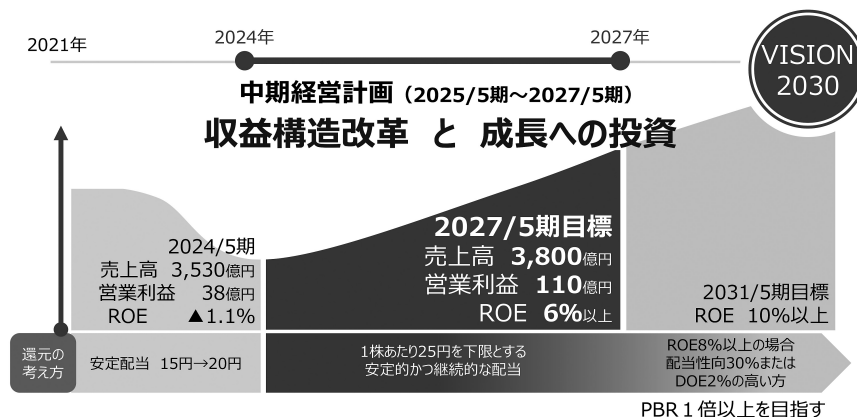
VISION2030（2031年5月期） ～長期的に目指す姿～

当社を取り巻く事業環境から、当社グループは、長期的に目指す姿として2021年7月に「VISION2030（2031年5月期）」を定めており、サステナブルで豊かな暮らしに貢献するとともに、変化する市場構造に対応する事業ポートフォリオへの変革を進めてまいります。



中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期） 初年度の総括

当社グループは、長期ビジョン「VISION2030」の実現に向けた2027年5月期を最終年度とする中期経営計画を推進しております。収益基盤再構築と成長投資を優先する投資フェーズと位置づけ、「安定収益を確保し成長軌道に乗せる」を基本方針として、収益構造改革と成長への投資に取り組んでまいります。



安定収益を確保し成長軌道に乗せる

2025年5月期は、重点施策として「事業収益力の向上」「成長に向けた変革と挑戦」「経営基盤の強化」「サステナビリティ取り組み推進」を進めました。

＜施策状況＞

1. 事業収益力の向上

事業名	施策	主な取り組み
建材事業	抜本的な収益構造の変革、基幹事業の強化	生産機能集約による効率化 次期基幹サッシの生産体制確立
	利益獲得に向けた戦略的営業活動の推進	基幹主力商品シェアアップ
	戦略領域の育成・成長	リフォーム補助金活用による商材拡販 非住居木造物件の獲得 パブリックエクステリアの強化 総合販売力強化
マテリアル事業	既存領域の収益基盤強化	既存領域の質、量の確保 競争力強化、シェアアップ 加工品拡大
商業施設事業	既存領域の深化	新商材の開発やサービスの展開 調達・物流改革
国際事業	STEP-G(連結子会社であるSankyo Tateyama Europe BV及びその子会社)黒字化	固定費圧縮による体質改善
	物量確保	ポートフォリオの変革による安定化

2. 成長に向けた変革と挑戦

事業名	施策	主な取り組み
マテリアル事業	自動車分野の拡大	自動車分野の押出機や加工ライン導入 新規市場開拓、新市場創出
商業施設事業	販路開拓、新領域へのチャレンジ	次世代技術との融合 クラウド活用サービスへのチャレンジ
	海外事業拡大	ASEAN地域への販売拡大検討
国際事業	タイの事業と物量拡大	ASEANトップクラスの技術力・品質で 需要の取り込み 自動車、電機分野などの新規案件獲得 旺盛な需要に合わせた生産能力増強

3. 経営基盤の強化

事業名	施策	主な取り組み
全社共通	社員の安全、安心、健康を重視した取り組み	労働災害撲滅 健康安全な職場環境の整備
	コンプライアンス遵守	コンプライアンス意識、知識の浸透 コンプライアンスの活用促進
	品質向上	顧客満足向上、品質啓蒙活動

4. サステナビリティ取り組み推進

事業名	施策	主な取り組み
全社共通	資源有効活用の促進	アルミリサイクル推進 リサイクル技術の確立
	多様性と人材育成への取り組み推進	多様な人材が活躍できる職場への改革 人的資本の価値向上

目標とする経営指標

当社グループは、売上高、営業利益率をグループ全体の成長を示す経営指標と位置付けております。また、資産効率を測る指標としてROA（総資産利益率）、資本効率を測る指標としてROE（自己資本利益率）、財務体質の健全性を測る指標として自己資本比率を重視しております。中期経営計画の各指標の計画及び実績は以下のとおりであります。

		第80期 2025年5月期		第81期 2026年5月期		第82期 2027年5月期	
		計画	実績	計画	見直し計画	計画	見直し計画
業績	売上高	3,600億円	3,594億円	3,700億円	3,700億円	3,800億円	3,850億円
	営業利益/率	40億円 /1.1%	15億円 /0.4%	75億円 /2.0%	40億円 /1.1%	110億円 /2.9%	70億円 /1.8%
資本 収益性	自己資本比率	30.0%	30.4%	30.0%	28.0%	30.0%	28.0%
	ROA	0.5%	△0.8%	1.3%	0.1%	2.0%	1.0%
	ROE	1.7%	△2.5%	4.0%	0.4%	6.0%	3.0%
	D/Eレシオ	100%	95.6%	115%	110%	115%	115%
株主 還元	配当	25円	25円 予定	1株当たり25円を下限とする 安定的かつ継続的な配当			

（注）2025年5月期（第80期）、2026年5月期（第81期）、2027年5月期（第82期）計画は、2024年7月公表時の中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）の経営指標の数値であります。

中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）初年度は、
 計画 売上高3,600億円、営業利益40億円、営業利益率1.1%
 実績 売上高3,594億円、営業利益15億円、営業利益率0.4%
 となり、利益計画に対して課題を残しました。

当社グループは、長期ビジョン「VISION2030」の実現に向けた中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）を推進してまいりましたが、諸資材価格や物流費、労務費の上昇が継続する中で建設費の高騰などによる建築市場の縮小、また成長戦略であるEV市場の伸

び率が鈍化するなど、取り巻く環境は大変厳しい状況が継続しております。このような状況の中で、主力である建材分野や輸送分野の生産量減少やそれに伴う販売構成の変化が想定を上回ったため、中期経営計画の見直しを行いました。2026年5月期（第81期）以降につきましては、成長事業に対する基本方針は維持しつつも早期業績回復に向けた収益構造改革に注力し、2030年5月期にROE 6 %以上を目指します。

<収益構造改革のポイント>

- ① 間接コスト削減
- ② 業務・組織体制の効率化
- ③ 建材事業の構造改革
- ④ 製造体制の適正化
- ⑤ 欧州子会社の構造改革

当社グループは、創業の原点である「お得意先」「地域社会」「社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神に基づいた経営理念のもと、お客様に喜びと満足を提供する企業活動を展開することで、引き続きグループの企業価値向上を図ってまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

〈参考〉三協立山のサステナビリティの取り組み

当社グループは、創業の原点である「お得意先」「地域社会」「社員」の三者が協力し共栄するという協業の精神に基づいた経営理念のもと、健全な企業活動を通じて社会に貢献していくことが私たちの使命であると考えております。今、世界が抱える様々な課題が深刻化しており、その課題を解決しながら、未来にも豊かな環境と社会を持続させることを認識し、長期的なビジョンである『サステナビリティビジョン2050 Life with Green Technology～「環境技術でひらく、持続可能で豊かな暮らし」を実現する企業グループへ～』を掲げ、取り組みを進めております。

サステナビリティビジョン2050

Life with Green Technology

～「環境技術でひらく、持続可能で豊かな暮らし」を実現する企業グループへ～

カーボンニュートラルへの挑戦

資源の循環

人財を未来へつなぐ

1. マテリアリティの見直し / 中期経営計画との整合、外部環境の変化等を踏まえて

サステナビリティビジョン2050に基づき、持続可能な社会への貢献を通じて企業価値を高めていくために取り組むべきテーマをマテリアリティ（重要課題）として特定し、2030年を目標年として取り組みを進めております。当連結会計年度は、中期経営計画との整合や外部環境の変化等を踏まえてマテリアリティを見直し、再評価を行いました。

・「人権尊重」を設定

当社グループは「すべての人々の基本的人権を尊重すること」を企業の社会的責任の原則に掲げて取り組んできましたが、新たに国際基準を踏まえた人権方針を定め、人権デュー・ディリジェンスの実施や教育活動を通じて、ステークホルダーとの信頼関係を構築してまいります。

・「生物多様性の保全」を設定

マテリアリティである「気候変動対応」「資源の有効活用」の取り組みは「生物多様性の保全」と相互に関係性があることを確認いたしました。環境課題の解決においては、これら3つを一体的に取り組むべきであることから「生物多様性の保全」をマテリアリティに設定いたしました。

・「資源の有効活用」を最重要テーマに

資源の効率活用、環境負荷の低減と経済成長を同時に実現するサーキュラーエコノミー（循環型経済）が注視される中、リサイクルにおいて優位性を持つアルミは、低炭素材料としての用途、再資源化の技術開発等、多くの可能性を持っています。中期経営計画では、アルミリサイクルを事業の重要テーマに位置付けており、強力に推し進めてまいります。

2. 「三協立山グループ 人権方針」の策定

当社グループの事業活動を取り巻く状況の複雑化や人権に関する国際社会の動きから、国際基準を踏まえて「ビジネスと人権」の観点での企業姿勢・取り組みを明確に示すことが必要となってきました。当連結会計年度は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権に関する状況、企業に求められる対応について理解を深めながら、人権方針を策定いたしました。

サプライチェーンを含むグループの事業活動を通じて人権侵害を引き起こす等の可能性のあるリスクを評価し、潜在的な影響や深刻度、優先的に取り組むべきことを重点課題として特定して「三協立山グループ 人権方針」を策定いたしました。

本方針に基づく取り組みとして、人権デュー・ディリジェンスの実施、社内教育や取引先への説明による人権尊重の理解を深める取り組みを計画しており、これらの活動を通じて事業活動に関わるすべての方々との信頼関係を築いてまいります。

3. 目標・計画の策定

（1）中期経営計画期間における温室効果ガス削減目標

中期経営計画では、売上高増の対応として工場・設備の増強を計画しています。これに伴いCO₂排出量も増大する見込みですが、温室効果ガス削減の2030年度目標（2017年度比50%削減）を達成するべく施策を見直し、取り組みを進めております。

・ KPI（重要業績評価指標）

三協立山グループのCO₂排出量（Scope 1・2）

・ KPIに基づいて達成すべき数値目標

（SPT：サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）

2026年度時点

三協立山グループのCO₂排出量（Scope 1・2）を2017年度対比にて37.3%削減

（2）「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法に基づき、女性社員が活躍できる雇用環境の整備を行うための行動計画を策定し、取り組みを開始いたしました。

・ 計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日（3年間）

・ 目標1 2028年4月1日時点で、女性管理職比率5.7%、女性主事比率10.2%を目指す

目標2 男性育休取得率の100%を目指す（当社独自の配偶者出産休暇を含む）

【資源の循環／サーキュラーエコノミーへの取り組みを推進】

資源の効率活用、環境負荷の低減、経済成長を同時に実現するサーキュラーエコノミーへの移行を事業機会と捉えて、資源循環の可能性に挑戦しております。

（１）サーキュラーパートナーズへの参画

経済産業省が「成長志向型の資源自律経済戦略」に基づき設立したサーキュラーエコノミーに関する産学官のパートナーシップ「サーキュラーパートナーズ」のメンバーとなり、循環モデルや技術の検討に参画しております。



（２）JR東海グループと「東海道新幹線再生アルミ」を活用した建材を共同開発 三井不動産レジデンシャルの新築物件に初採用

東海旅客鉄道株式会社、三協立山株式会社、ジェイアール東海商事株式会社は、東海道新幹線車両のアルミをリサイクルした建材「Re ♻️ ALumi T」

（リアルミT）を共同開発しました。また、三井不動産レジデンシャル株式会社の新築物件において「Re ♻️ ALumi T」がサッシとして初採用されることが決定いたしました。



「Re ♻️ ALumi T」は、「東海道新幹線再生アルミ」の高い強度・耐候性・表面処理性を生かした建材であり、新地金を使用する一般的なアルミ建材と比べ製造時のCO₂排出量を大幅に削減でき、脱炭素の実現に寄与いたします。

（３）セブン-イレブンの閉店・改装店舗からアルミ棚を回収する水平リサイクルの運用開始

セブン-イレブンの閉店・改装店舗からアルミ棚を回収し、新しいアルミ棚の原料の一部として製造する水平リサイクルの運用を開始いたしました。セブン-イレブン・ジャパンと連携し、アルミ棚のみを選別して回収することで、品質が確保できる良質なアルミスクラップを調達するリサイクルを可能にいたします。

（４）解体建物からアルミ建材を回収し水平リサイクルを実現するための実証事業を開始

明治安田生命保険相互会社、株式会社竹中工務店、三協立山株式会社、株式会社シンワ、株式会社HARITA、有限会社豊栄金属は、共同で建物の解体時に生じるアルミ建材の水平リサイクル実現に向けた実証事業を開始いたします。明治安田生命保険相互会社が所有する建物の解体工事においてアルミ製カーテンウォールを単独解体・分別回収し、適切な保管・管理・運搬・高度選別を経て、トレーサビリティを確保した高品質な原料として製造先へ繋げる実証事業です。建物解体時に発生するアルミ建材の水平リサイクルにおける課題抽出、手法確立の検討、実現により、新たな付加価値の提供を目指してまいります。

4. 主要な事業内容（2025年5月31日現在）

事業区分	主 要 製 品
建 材 事 業	①ビル用建材（サッシ、カーテンウォール、手すり、内外装建材等） ②住宅用建材（サッシ、玄関ドア・引戸、インテリア建材等） ③エクステリア建材（門扉、フェンス、カーポート、テラス、デッキ等）
マ テ リ ア ル 事 業	アルミニウム押出型材（自動車用、鉄道用、建材用、電気・電子関連機器用、産業機械用等）、マグネシウム押出型材、アルミニウム鋳造ビレット、マグネシウム鋳造ビレット
商 業 施 設 事 業	店舗用什器・その他（汎用陳列什器、業種業態専用什器、カウンター、店舗内装工事等）、看板（規格看板、特定顧客向け看板、取付施工業務等）
国 際 事 業	欧州・中国におけるアルミニウム押出型材（自動車用、航空機用等）及びASEAN地域におけるアルミニウムビレット・アルミニウム押出型材、アルミニウム製品（建材用、自動車用等）

5. 主要な事業拠点等（2025年5月31日現在）

名 称		所 在 地
当 社	本 社	富山県高岡市
	東京オフィス	東京都中野区
	三協アルミ社	富山県高岡市
	支 店	東京、大阪、愛知をはじめとする8都道府県に所在
	工 場	新湊工場（富山県射水市）、福岡西工場（富山県高岡市）、福岡西工場福岡分工場（同）、福岡西工場氷見分工場（富山県氷見市）、福光工場（富山県南砺市）、福野工場（同）、佐加野工場（富山県高岡市）
	三協マテリアル社	富山県高岡市、東京都中野区
	支 店	東京、富山、愛知、大阪
	工 場	高岡工場（富山県高岡市）、戸出工場（同）、射水工場（富山県射水市）、新湊東工場（同）、奈呉工場（同）、石川工場（石川県羽咋郡宝達志水町）
	タテヤマアドバンス社	東京都中央区
	支 店	北海道、宮城、東京、埼玉、愛知、大阪、岡山、福岡
三 協 テ ッ ク 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
	支 店	東京をはじめとする32都道府県に所在
協 立 ア ル ミ 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
三 精 工 業 株 式 会 社	本 社	富山県射水市
S T 物 流 サ ー ビ ス 株 式 会 社	本 社	富山県小矢部市

名 称	所 在 地	
S T メ タ ル ズ 株 式 会 社	本 社	富山県高岡市
三 株 協 化 成 社	本 社	富山県高岡市
サ シ ク リ エ イ ト 株 式 会 社	本 社	富山県南砺市
Sankyo Tateyama Europe BV	本 社	ベルギー王国アントウェルペン州
ST Extruded Products Germany GmbH	本 社	ドイツ連邦共和国バーデン＝ヴュルテンベルク州
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	本 社	シンガポール共和国
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	本 社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ王国サムットプラカーン県
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	本 社	タイ王国プラチンブリ県
三協立山押出製品 (天津) 有限公司	本 社	中華人民共和国天津市

6. 使用人の状況（2025年5月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比
10,012名	277名減

（注） 使用人数は当社及び連結子会社の就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）です。

7. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は121億67百万円であります。その主なものは、成長事業拡大に向けた投資、新商品投入、設備の合理化・修繕のための設備導入などであります。

8. 資金調達の状況

当社グループにおいて、当連結会計年度中、設備投資などの所要資金のため長期借入で総額352億円の資金調達を行いました。当社は2025年2月に新湊東増設資金手当てとして、取引金融機関19行と総枠100億円のコミットメント期間付きタームローン（サステナビリティ・リンク・ローン）の締結を行っており、その借入実行残高である21億円が含まれております。

また、当社は2025年3月に、取引金融機関10行と総枠200億円のコミットメントライン契約を更新し、当連結会計年度末における借入実行残高は20億円となっております。

9. 主要な借入先の状況（2025年5月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	13,650 百万円
株式会社三井住友銀行	8,998
株式会社北陸銀行	8,786
三井住友信託銀行株式会社	8,765
株式会社日本政策投資銀行	8,568
株式会社富山第一銀行	4,989
農林中央金庫	4,796
株式会社北國銀行	4,274

（注）上記の借入金残高には、シンジケート方式によるコミットメントライン及びタームローン（合計2,732百万円）は含めておりません。

10. 重要な子会社の状況（2025年5月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
三協テック株式会社	50 百万円	100 %	アルミ建材の加工及び販売
三精工業株式会社	100 百万円	100	金属製店舗用器具の製造及び販売
S Tメタルズ株式会社	100 百万円	100	アルミ建材の製造及び販売
S T物流サービス株式会社	100 百万円	100	貨物自動車運送業等
協立アルミ株式会社	100 百万円	100	ドア等の製造
三協化成株式会社	100 百万円	100	樹脂形材、部品の製造及び販売
サンクリエイト株式会社	100 百万円	100	アルミ鋳物製品の製造及び販売
Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.	1,680 百万 THB	73.99	アルミビレット・アルミ製品の製造及び販売
ST Extruded Products Germany GmbH	6,646 千 EUR	100	アルミニウム押出事業
SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.	3,706 百万 THB	100	Thai Metal Aluminium Co.,Ltd. 等の事業の運営、統括及び管理

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.	109,173 千 US\$	100 %	SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.の株式を保有する特別目的 会社
Sankyo Tateyama Europe BV	285,658 千 EUR	100	ST Extruded Products Germany GmbH 等の事業の運営、統括、管理 及びアルミニウム押出事業
三 協 立 山 押 出 製 品 (天 津) 有 限 公 司	319,426 千 人民元	100	アルミ製品の製造及び販売等
SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.	1,100 百万 THB	100	アルミニウムの鋳造等

(注) 出資比率には子会社が保有する間接保有を含みます。

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社である沖縄三協立山アルミ株式会社は清算終了したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、非連結子会社である株式会社広島三協は重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

2025年4月1日付で連結子会社である三協テック株式会社は、同じく連結子会社である株式会社広島三協を吸収合併いたしました。

Ⅱ. 株式及び新株予約権等に関する事項（2025年5月31日現在）

1. 株式数 発行可能株式総数 普通株式 150,000,000株

A種優先株式 1,000,000株

B種優先株式 1,000,000株

C種優先株式 1,000,000株

D種優先株式 1,000,000株

発行済株式の総数 普通株式 31,554,629株

（うち自己株式数 110,235株）

2. 株主数 20,645名

3. 大株主

株 主 名	持 株 数 (普通株式)	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,136千株	9.98%
住友化学株式会社	1,565	4.98
三協立山社員持株会	1,461	4.65
三協立山持株会	1,445	4.60
S T 持株会	1,356	4.31
三井住友信託銀行株式会社	971	3.09
株式会社北陸銀行	888	2.83
住友不動産株式会社	809	2.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	543	1.73
第一生命保険株式会社	445	1.42

（注）当社は、自己株式110,235株を保有しており、持株比率の算定においては自己株式を除いて算出しております。

4. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等（2025年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	平 能 正 三	三協マテリアル社社長
取締役 常務執行役員	吉 田 経 晃	総務人事統括室長 兼 情報システム統括室長 兼 経営監査部担当
取締役 常務執行役員	久保田 健 介	財務経理統括室長
取締役 常務執行役員	黒 畑 靖 之	経営企画統括室長 兼 物流統括管理担当
取締役 常務執行役員	豊 岡 史 郎	三協アルミ社社長
取締役 常務執行役員	東 一 郎	タテヤマアドバンス社社長
社 外 取 締 役	篠 田 寛 子	
取 締 役 監査等委員(常勤)	本 川 透	
社 外 取 締 役 監査等委員(常勤)	長谷川 弘 一	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	荒 牧 宏 敏	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	戸 田 和 範	税理士
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	吉 川 美 保	弁護士

- (注) 1.池田一仁、西孝博の両氏は、任期満了により2024年8月28日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって取締役 常務執行役員を退任しております。
- 2.吉川美保氏は、2024年8月28日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、同日付で同社監査等委員である取締役に選任されました。
- 3.豊岡史郎、東一郎、篠田寛子の各氏は、2024年8月28日開催の第79回定時株主総会にて取締役に選任されました。
- 4.西岡隆郎氏は、2024年8月28日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって辞任により監査等委員である取締役に退任しております。
- 5.篠田寛子、長谷川弘一、荒牧宏敏、戸田和範、吉川美保の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 6.篠田寛子、長谷川弘一、荒牧宏敏、戸田和範、吉川美保の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

- 7.戸田和範氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 8.吉川美保氏は、弁護士資格を有しており、弁護士として豊富な経験と知識を有しております。
- 9.本川透、長谷川弘一の両氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な社内会議への出席などによる情報収集や内部監査部門との十分な連携を図ることで、監査の実効性を高めるためであります。
- 10.当事業年度中に以下の取締役が退任をしております。

氏名	退任日	退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況
池田 一仁	2024年8月28日	取締役 常務執行役員 タテヤマアドバンス社社長
西 孝博	2024年8月28日	取締役 常務執行役員 三協アルミ社社長
西岡 隆郎	2024年8月28日	取締役 監査等委員

- 11.責任限定契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社と社外取締役 篠田寛子氏、監査等委員 本川透、長谷川弘一、荒牧宏敏、戸田和範、吉川美保の各氏とは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。

- 12.役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

当社は、当社の取締役、執行役員、子会社役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金、争訟費用などの損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為、インサイダー取引、違法な利益供与などに起因する損害は填補対象外とし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

2. 取締役の報酬等(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月24日開催の取締役会において取締役の個人別報酬等に係る決定方針を決議しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬は「企業業績、企業価値の向上に資すること、多様で優秀な人材を確保できる水準であること、透明性の高いプロセスを経て決定されること」を基本として設計しております。取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別報酬は金銭による固定報酬とし取締役としての報酬、代表取締役としての報酬、執行役員としての報酬で構成され、個人別の報酬額は、役位と職責及び前期の業績などを評価して年度毎に決定いたします。また連結経常利益及び連結当期純利益に目標額を設定し、その目標額を達成した場合には固定報酬のほかに賞与を支給することがあります。なお、監査等委員である取締役の報酬額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。また、取締役会は、当年度の取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別報酬等の内容について、2021年2月24日開催の取締役会で決定された取締役の個人別報酬等に係る方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬限度額は、2015年8月27日開催の第70回定時株主総会において取締役（監査等委員であるものを除く）の年間総額が400百万円以内、監査等委員である取締役の年間総額が130百万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は9名、監査等委員である取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④ 取締役の報酬等の総額等

当連結会計年度（自 2024年6月1日 至 2025年5月31日）において取締役に支払われた報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	195 (6)	195 (6)	— (—)	— (—)	10 (2)
監査等委員である 取締役 （うち社外取締役）	70 (41)	70 (41)	— (—)	— (—)	6 (4)

(注) 1. 上記には、2024年8月28日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く）3名と、監査等委員である取締役1名を含めております。

2. 使用人兼務取締役はおりません。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員等に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役 篠田寛子氏に重要な兼職はありません。

監査等委員 長谷川弘一氏、荒牧宏敏氏、戸田和範氏、吉川美保氏に重要な兼職はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	篠 田 寛 子	当事業年度中に開催された選任後の取締役会14回に全て出席し、主に女性活躍推進やダイバーシティ戦略に経験と知識を有していると共に企業勤務経験より人事に関する知識を有しており、高い見識・専門性から適宜発言し意見を述べております。
社 外 取 締 役 (常勤監査等委員)	長谷川 弘 一	当事業年度中に開催された取締役会17回に全て出席、監査等委員会18回に全て出席し、主に長年にわたる金融機関での経験・知識と他団体の業務執行者として培った見地から発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員長を務めたほか、報酬委員会の委員として活動しました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	荒 牧 宏 敏	当事業年度中に開催された取締役会17回に全て出席、監査等委員会18回に全て出席し、企業経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員として活動しました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	戸 田 和 範	当事業年度中に開催された取締役会17回に全て出席、監査等委員会18回に全て出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言し意見を述べております。また、指名委員会の委員のほか、報酬委員会の委員長を務めました。
社 外 取 締 役 (監査等委員)	吉 川 美 保	当事業年度中に開催された取締役会17回に全て出席し、選任後の監査等委員会13回に全て出席し、主に弁護士としての豊富な経験と法律に関する高い見識・専門性から適宜発言し意見を述べております。また、報酬委員会の委員として活動しました。

(注) 取締役会の開催回数には書面決議を含んでおりません。

(3) 社外役員の意見

該当事項はありません。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	101百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	101百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しています。

2.当社の重要な子会社のうち、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、ST Extruded Products Germany GmbH、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、Sankyo Tateyama Europe BV、三協立山押出製品(天津)有限公司、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

4. 非監査業務

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約

該当事項はありません。

7. 補償契約

該当事項はありません。

V. 業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「経営理念」を実現するため、「CSR憲章」「CSR行動規範」などにに基づき企業活動を行い、法令及び定款はもとより社会規範を遵守し、高い倫理観を持って責任ある行動をすることを、経営の重要課題としています。

当社は以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を取締役会決議により定めており、当社グループは、本基本方針に基づく内部統制システムの整備状況を定期的に確認し、必要な改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化などに対応して見直しを行い、実効性のある内部統制システムの整備に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令遵守・企業倫理などの方針及び規程を定め、取締役が率先してその規範を示すとともに、当社及び当社グループ各社の役職員全員への浸透を図ります。それを確実なものとするため代表取締役社長を委員長とした内部統制委員会を設置し、またその下にコンプライアンス委員会を設置することにより、内部統制システムの構築及び問題点の把握・改善に努めます。
- (2) 取締役は、業務執行において法令及び定款を遵守し、取締役会は、取締役が法令及び定款を遵守しているか、また内部統制システムに関する基本方針に従い、適切に内部統制システムを構築、運用しているかについて監督義務を果たします。
- (3) 当社グループは、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたないこととし、それを明記した「コンプライアンス行動基準」に基づき対応します。また不当要求防止責任者を選任し組織的な体制を整備いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役が主催又は出席し重要な意思決定を行う会議の議事経過や決定事項及び取締役が決定者となる社内稟議その他取締役の職務の執行に係る情報は文書化し、保存します。
- (2) 上記(1)の議事録や社内稟議書などの重要文書は、文書管理規程その他社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切に保存・管理します。
- (3) 取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役が常時閲覧可能な状態で管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社及び当社グループ各社におけるリスクに対する意識の浸透、当社グループのリスクの早期発見及び顕在化の未然防止、また不測事態における対応などを定めた規程を整備します。
- (2) 当社は、当社グループの内部統制・リスク管理を統括する組織として内部統制委員会を設置し、リスク管理に関する全社方針を定め適時にリスクを評価し、各リスク管理担当部署の計画策定・対策実施状況を監視・監督し、必要に応じて改善を求めるなど、一連の管理を通して適切なリスク管理体制を整備します。
- (3) 不測のリスクについては、危機管理規程及びその運用マニュアルに基づき、未然防止から発生時対応までの当社グループ統一的な危機管理体制を整備します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は執行役員制を導入し、業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図ります。
- (2) 取締役会における重要な意思決定に際しては、潜在リスクが明確にされており、そのリスクを考慮して効率的かつ十分な議論を行うための体制を整備します。
- (3) グループ全体の経営課題及び子会社各社の重要事項については、代表取締役社長を議長とする経営会議において議論を行い、その決定をもって執行します。
- (4) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、社内規程にて、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めます。
- (5) 当社グループの経営計画・利益計画を策定し、それに基づき活動するとともに定期的に業績管理を行います。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置、またその下にコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上及びグループ内への浸透を図ります。
- (2) 当社及び当社グループ各社における不正並びにコンプライアンス違反については、コンプライアンス委員会を主体とした対応体制により、発生防止や早期発見に努めます。
- (3) 代表取締役社長に直属する内部監査部門として「経営監査部」を置き、内部監査規程に基づき内部監査を行います。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループとしての業務の適正を確保するため、グループ全体に適用する行動指針として、グループ行動指針を定め、それを担保する諸規程を整備します。
- (2) 企業集団に属する当社子会社が整備すべき内部統制システムに関する基準を整備し、当社子会社が適切な内部管理システムを構築するよう必要かつ適切な指導を行います。
- (3) 当社グループ各社において、各々の事業内容・規模に応じた内部統制システムを構築し、その体制の整備と運用を推進します。
- (4) 当社及びグループ会社間の取引は、法令その他コンプライアンス上適切に行うものとし、親会社などによる不当な要求について報告・対処する体制を整備します。
- (5) 当社は、関係会社管理規程を定め、子会社の経営計画・利益計画に基づく業績管理や当社への決裁・報告制度を整えるなど必要な経営管理を行います。
- (6) 当社の内部監査部門である「経営監査部」は、当社グループにおける内部監査を実施又は統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保します。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めます。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の補助者を監査等委員会室に配置します。
- (2) 監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員会の指揮命令で職務を行い、業務執行にかかる役職を兼務しません。
- (3) 監査等委員会室長の人事異動は監査等委員会の事前同意を得て行い、人事考課は監査等委員会が行います。

8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人などは、監査等委員会が報告を求めた場合には、迅速かつ的確に対応します。
- (2) 内部監査部門長は、監査等委員会に対し内部監査計画の承認を得るとともに、監査結果については、監査等委員会に報告をします。
- (3) 直接通報窓口その他を通じて、当社及び当社グループ各社の法令若しくは定款に違反する事項を知った場合には監査等委員会に報告します。なお、直接通報窓口については、当社の総務部門と当社が指定する外部の通報先及び当社の監査等委員会室に設置します。

9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないよう保護規定を設け、適切に運用します。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は監査等委員会がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払いなどの請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- (2) 当社は監査等委員会又は監査等委員会の選定する監査等委員が、その職務の執行にあたり、弁護士、公認会計士などの外部専門家を利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担します。
- (3) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めます。
- (4) 内部監査部門長は、監査等委員会の選定する監査等委員から指示がなされた場合、それに従います。また、監査等委員が往査を行う場合は積極的に協力をします。
- (5) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行います。

Ⅵ. 内部統制システムの運用状況の概要について

当事業年度における、当社の内部統制システム基本方針に対する運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」を制定し、その中において役職員の行動の基本となる「コンプライアンス行動基準」を規定、それにより取締役が法令及び定款を遵守しております。また、内部統制委員会、コンプライアンス委員会を各々年4回開催し内部統制システムの構築状況、問題点の把握・改善を図っております。
- (2) 取締役会を臨時開催も含め年17回開催し、その中で各取締役の職務執行を監督しております。また、監査等委員会若しくは監査等委員は取締役会、経営会議などの重要な会議への出席などを通じ、その意思決定の過程及び内容について監視しております。さらに、監査等委員会を年18回開催し、内部統制システムの構築・運用の状況を監視し検証を行っております。
- (3) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス行動基準」に基づき対応することとしており、また主管対応部署に「不当要求防止責任者」を設置し、一切の関係を持たない体制となっております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議並びに取締役が主催又は出席する各種委員会などの会議体の議事録は、事務局部署が作成し「文書管理規程」その他社内規程に基づき保管・管理しております。また、取締役が決定者となる社内稟議も上述の規程に基づき、社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「内部統制規程」に基づき設置された「内部統制委員会」が主体となり、当社グループのリスク情報を一元管理することにより全社的な重要リスクの把握、対策推進を行っております。また、サステナビリティ推進体制として、気候変動対応などグループ全体に関わる政策をサステナビリティ政策委員会が決定し、サステナビリティ推進委員会が専門部会での施策実施を推進し、四半期ごとに開催する政策委員会に報告しております。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」及び「対策本部設置マニュアル」に基づき「対策会議」を開催、事態の重要度などに応じ「対策本部」を設置するなど、適切に対応する体制となっております。また、事業継続性の観点からBCPの取り組みも推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前にカンパニー経営会議、国際事業経営会議に付議、又は、個別の報告会議にて執行役員による潜在リスクの有無を含めた議論を経ることで、取締役の業務執行の適正性・効率性を図っております。
- (2) 取締役会は代表取締役社長が議長となり、事業の状況把握を迅速に行うため、当社の社内カンパニーである三協アルミ社、三協マテリアル社、タテヤマアドバンス社の各カンパニー社長と国際事業の代表が出席しております。
- (3) 取締役会及び経営会議の決定に基づく業務執行については、稟議規程などの社内規程や業務分掌にてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めております。
- (4) 策定した経営計画・利益計画に対して、取締役会、経営会議、カンパニー経営会議、国際事業経営会議

でそれぞれ毎月のカンパニー、事業部別の実績と次月以降の見込みを報告し、必要に応じて適宜対策検討の議論ができるようにしております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「内部統制委員会」を年4回開催し、内部統制・リスク管理全般にわたる議論を行っております。また、「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、コンプライアンス推進に関する年次活動の確認と、問題の把握と改善を図っております。さらに、当社グループ内におけるリスク事案の対応強化のために専門部署を設置しております。
- (2) コンプライアンス事案の対応については、コンプライアンス委員会で一元管理しており、調査・処分・対策のモニタリングまで実施しております。また、発生防止や早期発見については、「コンプライアンス研修」や「コンプライアンスセルフチェック」の実施、また、「コンプライアンス情報誌」や「コンプライアンス行動基準」の配布などを実施し、全役職員へ法令遵守と企業倫理を浸透させ、コンプライアンス意識・知識の向上を図っております。
- (3) 年間監査計画に基づく「経営監査部」による業務監査の実施や、内部通報制度の運用により、不正行為などの早期発見に努めております。

6. 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに適用する「コンプライアンス行動基準」を定め、それを担保する社内規程を整備・運用するとともに、グループ各社が適切な内部統制システムを構築するよう当社主管部署による指導、また、役員を派遣し指導・監視を行うなど、企業集団内部統制システムの体制整備と運用を推進しております。
- (2) 当社グループの内部通報制度である「コンプライン」を社内窓口（総務部門及び監査等委員会室）のほか、社外の通報窓口も設置し、通報者が利用しやすい環境を整えております。
- (3) グループ各社からの報告体制につきましては、「関係会社管理規程」に定めており、各カンパニー経営会議、国際事業経営会議で毎月の業況を報告し、必要に応じ関連資料や質疑応答などを通じて確認をするなど、業績管理・経営管理を実施しております。
- (4) 「経営監査部」によりグループ各社の内部監査を実施することにより、グループ全体の内部統制の有効性を確認しております。また、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制についても年度基本計画に基づいて適切に対応しております。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の専任スタッフとして、業務執行部門から独立した「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置しており、監査等委員会スタッフは監査等委員会若しくは監査等委員会が選定する監査等委員の指揮命令で職務を行っております。なお、監査等委員会室長の人事考課は監査等委員会が行い、異動などは監査等委員会の同意を得て行っております。

8. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会から報告を求められた者は、迅速かつ的確に報告をしております。グループ各社監査役の監査報告書は適時、監査等委員会に報告されており、また、監査等委員会が設置した「グループ監査役会議」において各社監査役から、各社の内部統制状況について報告を受けることなどにより、各社監査役と連携を図り、企業集団全体の監査環境の整備に努めております。
- (2) 「経営監査部」は、内部監査の計画、内部監査結果について、代表取締役及び監査等委員会に報告をし

ております。

- (3) 内部通報などを通じて通報を受けた者は、通報状況及びその内容を、直ちに監査等委員会に報告をしております。

9. 直接通報窓口その他を通じて報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

直接通報窓口その他を通じて通報した者に対して、当該通報を理由としていかなる不利益をも受けないようコンプライアンス・ヘルプライン運用規則にて保護規定を設け適切に運用しております。

10. 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が、監査等委員の職務執行上必要と見込まれる費用について請求をした場合、当社は当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。
- (2) 代表取締役と監査等委員会との相互の認識を深める観点から、定期的に会合を開催し、両者の意見交換を行うとともに、監査等委員会が代表取締役の諸課題の取り組み状況について確認を行っております。
- (3) 内部監査部門長は、監査等委員会からの指示に対し積極的に協力しております。
- (4) 内部監査部門長の人事異動及び人事考課は、監査等委員会の事前同意を得て行っております。

(注)上記の内部統制システム基本方針は、2025 年5月31日現在のものを記載しております。

VII. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主の皆様にも長期にわたり株式を持ち続けていただくことが重要と考え、業績の向上により企業価値を高めていくことに努めており、現時点では買収防衛策について特に定めておりません。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	147,710	流 動 負 債	122,009
現 金 及 び 預 金	21,509	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	40,274
受取手形、売掛金及び契約資産	49,262	電 子 記 録 債 権	16,464
電 子 記 録 債 権	8,342	短 期 借 入 金	7,365
有 価 証 券	23	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	20,156
商 品 及 び 製 品	20,069	リ ー ス 債 務	642
仕 掛 品	16,764	未 払 法 人 税 等	1,043
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	20,244	賞 与 引 当 金	416
そ の 他 金	11,965	工 事 損 失 引 当 金	6
貸 倒 引 当 金	△472	災 害 損 失 引 当 金	476
固 定 資 産	152,744	そ の 他	35,161
有 形 固 定 資 産	113,760	固 定 負 債	83,639
建 物 及 び 構 築 物	23,078	長 期 借 入 金	59,697
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	19,508	リ ー ス 債 務	1,510
土 地	57,840	繰 延 税 金 負 債	4,927
リ ー ス 資 産	1,439	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,736
建 設 仮 勘 定	7,372	製 品 改 修 引 当 金	802
そ の 他	4,520	退 職 給 付 に 係 る 負 債	9,617
無 形 固 定 資 産	2,796	そ の 他	547
リ ー ス 資 産	14	そ の 他	1,800
そ の 他	2,782	負 債 合 計	205,649
投 資 そ の 他 の 資 産	36,187	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	15,447	株 主 資 本	69,375
長 期 貸 付 金	141	資 本 本 金	15,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	16,669	資 本 剰 余 金	31,932
繰 延 税 金 資 産	338	利 益 剰 余 金	22,706
そ の 他	3,797	自 己 株 式	△263
貸 倒 引 当 金	△206	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	21,865
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,825
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△124
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,651
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5,039
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	10,473
		非 支 配 株 主 持 分	3,564
		純 資 産 合 計	94,804
資 産 合 計	300,454	負 債 純 資 産 合 計	300,454

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額	
売上 高価 益費	上 原	上 利	上 管		359,424
					289,660
売 費	上 及	上 総	上 一		69,764
					68,219
販 業	費 業	及 外	総 一		1,545
営 受 保 持 そ の 外 の 利 益	取 取 配 金 等 利 益	取 取 配 金 等 利 益	取 取 配 金 等 利 益		147
					419
営 支 所 の 利 益	分 法 に よ る の 利 益	分 法 に よ る の 利 益	分 法 に よ る の 利 益		187
					254
経 特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		663
					1,610
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		661
					2,272
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		944
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		250
					535
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		0
					785
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		2
					642
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		66
					2
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		1,077
					414
特 別 固 投 資 所 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益	業 外 の 利 益		1
					2,208
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等 額	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等 額	人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 等 額		477
当 期 純 損 失	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額		1,366
					98
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額		197
					1,661
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額		2,139
					196
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額	法 人 税 、 年 度 税 等 額		2,336

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,000	31,932	25,766	△259	72,439
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△707		△707
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△2,336		△2,336
自 己 株 式 の 取 得				△3	△3
連 結 範 囲 の 変 動			△9		△9
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩			△7		△7
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△3,060	△3	△3,064
当 期 末 残 高	15,000	31,932	22,706	△263	69,375

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,625	541	3,776	3,784	12,970	23,698	3,345	99,483
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△707
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)								△2,336
自 己 株 式 の 取 得								△3
連 結 範 囲 の 変 動								△9
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩								△7
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	200	△665	△125	1,254	△2,496	△1,833	219	△1,613
当 期 変 動 額 合 計	200	△665	△125	1,254	△2,496	△1,833	219	△4,678
当 期 末 残 高	2,825	△124	3,651	5,039	10,473	21,865	3,564	94,804

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(单位：百万円)

[illegible]

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	15,000	11,581	16,563	28,144	20,089	△171	63,062
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△707		△707
当 期 純 利 益					412		412
自 己 株 式 の 取 得						△ 3	△ 3
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					15		15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△279	△3	△283
当 期 末 残 高	15,000	11,581	16,563	28,144	19,810	△175	62,779

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	2,491	551	3,100	6,143	69,206
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△707
当 期 純 利 益					412
自 己 株 式 の 取 得					△ 3
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額					15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	205	△676	△146	△617	△617
当 期 変 動 額 合 計	205	△676	△146	△617	△900
当 期 末 残 高	2,696	△124	2,953	5,525	68,305

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月15日

三協立山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 御厨健太郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 牧野敏幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三協立山株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三協立山株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社の減価償却方法について、一部の有形固定資産について定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。また、一部の有形固定資産の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにあ

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年7月15日

三協立山株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所
指定有限責任社員 公認会計士 御厨健太郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 牧野敏幸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三協立山株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記に記載されているとおり、会社の減価償却方法について、一部の有形固定資産について定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。また、一部の有形固定資産の耐用年数を変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月22日

三協立山株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 本 川 透 ㊞

常 勤 監 査 等 委 員 長谷川 弘 一 ㊞

監 査 等 委 員 荒 牧 宏 敏 ㊞

監 査 等 委 員 戸 田 和 範 ㊞

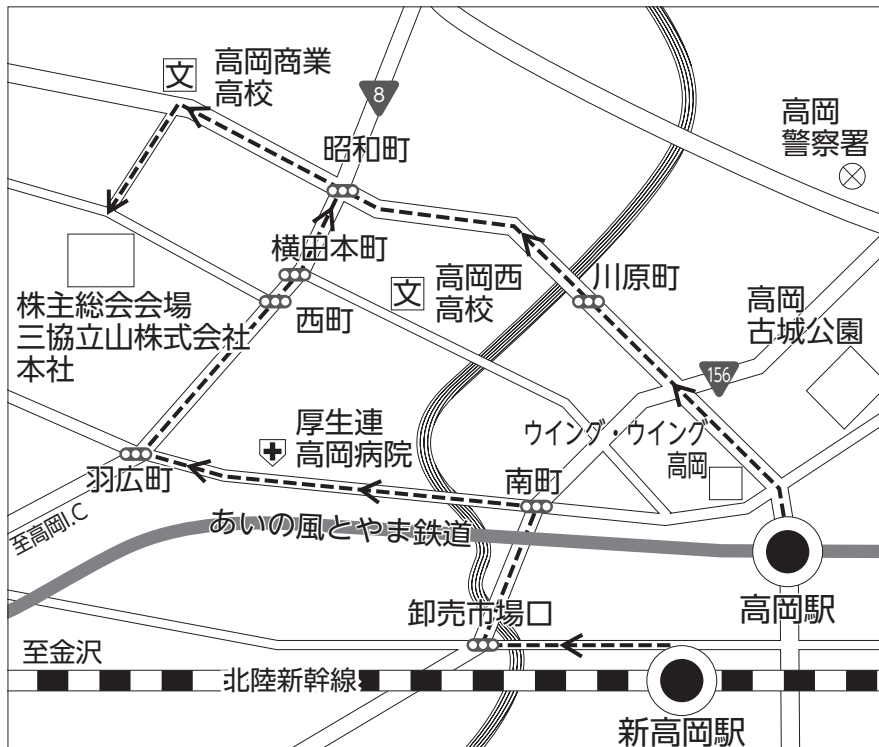
監 査 等 委 員 吉 川 美 保 ㊞

(注) 監査等委員 長谷川弘一、荒牧宏敏、戸田和範ならびに吉川美保は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場案内図

会 場：富山県高岡市早川70番地
三協立山株式会社 本社 ショウルーム
2階大ホール



交 通：鉄道 ……北陸新幹線 新高岡駅
……………あいの風とやま鉄道 高岡駅

1. 新高岡駅より会場までの交通の便
新高岡駅南口 バス1番乗り場より
 - ①国吉・氷見方面行バス乗車約20分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分
 - ②福岡・石動方面行バス乗車約20分「瑞穂町」下車、徒歩約7分
2. 高岡駅より会場までの交通の便
高岡駅北口 バス3番乗り場より
 - ①国吉・氷見方面行バス乗車約10分、「高岡商業高校前」下車、徒歩約5分
 - ②福岡・石動方面行バス乗車約10分「瑞穂町」下車、徒歩約7分



第80回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

三 協 立 山 株 式 会 社

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は45社であります。

主要な連結子会社は、三協テック(株)、三精工業(株)、S Tメタルズ(株)、S T物流サービス(株)、協立アルミ(株)、三協化成(株)、サンクリエイト(株)、Thai Metal Aluminium Co.,Ltd.、ST Extruded Products Germany GmbH、SANKYO TATEYAMA (THAILAND) CO.,LTD.、SANKYO TATEYAMA (SINGAPORE) PTE.LTD.、Sankyo Tateyama Europe BV、三協立山押出製品(天津)有限公司、SANKYO TATEYAMA ALLOY (THAILAND) CO.,LTD.であります。

連結子会社である沖縄三協立山アルミ(株)は清算終了したことに伴い、連結の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、非連結子会社である(株)広島三協は重要性が高まったため、連結の範囲に含めております。

2025年4月1日付で連結子会社である三協テック(株)は、同じく連結子会社である(株)広島三協を吸収合併いたしました。

(2) 非連結子会社は5社であります。

主要な非連結子会社は、(株)三協リニューアルであります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社5社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用した関連会社数 6社

主な関連会社は、ビニフレーム工業(株)、協和紙工業(株)であります。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

主要な非連結子会社は、(株)三協リニューアルであります。

主要な関連会社は、三協大同鋁業股份有限公司であります。

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、協立アルミ(株)他7社の決算日は連結決算日と一致しております。

三協テック(株)他31社は3月31日、(株)エスケーシー、石川精機(株)は4月30日を決算日としておりますが、いずれも連結決算日との差異が3ヶ月以内であるため、そのまま連結しております。

上海立山商業設備有限公司他2社の決算日は12月31日のため、3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、当該会社の決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

イ) 市場価格のない株式 時価法

等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

ロ) 市場価格のない株式 主として移動平均法による原価法
等

② デリバティブ 時価法

③ 棚卸資産 主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
主な耐用年数は以下の通りであります。
建物及び構築物 7～50年
機械装置及び運搬具 4～20年 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | |
| イ) 所有権移転ファイナ
ンス・リース取引に
係る資産 | 自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法を採用しております。 |
| ロ) 所有権移転外ファイ
ナンス・リース取引
に係る資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給のため、翌連結会計年度の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。 |
| ③ 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当連結会計年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| ④ 災害損失引当金 | 災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その金額を見積もり計上しております。 |

- ⑤ 製品改修引当金 過去に納入した防火設備（防火引き窓）が国土交通省の大臣認定仕様と異なる仕様であったことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修の支出に備えるため、必要と認められる金額を見積もり計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

なお、当社においては、保有する株式の一部を拠出して退職給付信託を設定しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

建材事業においては、ビル建材製品・住宅建材製品・エクステリア製品の製造・販売等を行っており、マテリアル事業においては、アルミニウム及びマグネシウムの鋳造・押出・加工並びにその販売等を行っており、商業施設事業においては、店舗用陳列什器及び看板の製造・販売等を行っており、国際事業においては、海外でのアルミニウムの鋳造・押出・加工並びにその販売等を行っております。

このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、商品及び製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で収益を認識しており、商品及び製品の販売のうち、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時点で収益を認識しております。

また、一部の商品の販売については、製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、当社は在庫リスク及び価格決定の裁量権を有しておりません。当該取引において当社の履行義務は、当該他の当事者により商品が提供されるよう手配することであるため、当社は代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、商品及び製品の販売における対価は、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点から、通常１年以内に受領しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 工事契約

建材事業及び商業施設事業における工事契約については、工事の進捗に応じて段階的に履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、工事契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、工事契約の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しておりますので、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合には、一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関係)

ヘッジ手段—商品リンクスワップ取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象—外貨建予定取引

(金利関係)

ヘッジ手段—金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象—借入金の支払金利、外貨建借入金及び支払金利

(商品関係)

ヘッジ手段—商品スワップ取引

ヘッジ対象—アルミニウム地金の購入及び販売取引

③ ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たすものについて、有効性評価を省略しております。金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たすものについて、有効性評価を省略しております。また、その他のスワップ取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フローを基礎に評価しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（10年）にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(9) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 在外子会社における会計処理基準に関する事項

「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 2019年6月28日)を適用し、在外子会社に対して連結決算上、必要な調整を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されておりますが、当連結会計年度の利益剰余金の期首残高への影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記)

有形固定資産の減価償却方法の変更

従来、当社及び国内連結子会社の有形固定資産の減価償却方法については、一部の有形固定資産については定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度の期首より定額法に変更しております。

VISION2030への第2フェーズとしての中期経営計画（2025年5月期～2027年5月期）の策定を契機に、当社グループの有形固定資産の使用実態及び設備投資の内容を検討した結果、安定的な生産により有形固定資産の平準化された稼働が見込まれることから、耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法を採用することが期間損益計算をより適切に行う方法であると判断いたしました。

さらに、減価償却方法の変更に併せて有形固定資産の使用見込期間の再検討を行った結果、一部の有形固定資産については、より実態に即した経済的使用可能予測に基づく耐用年数に変更しております。また、耐用年数経過後の有形固定資産について除却時点の価値を検討した結果、一部の有形固定資産の残存価額を備忘価額の1円に変更しております。

以上の変更により、従来の方法によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益は671百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益は672百万円増加しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

1. STEP-Gの固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結子会社であるSankyo Tateyama Europe BV及びその子会社（以下、STEP-Gという。）においては、エネルギー補助金の獲得や卸売向けの販売量増加等の改善を進めたものの、ドイツ経済の低迷やEV販売台数の鈍化に伴う販売構成の変化等により営業損失が継続し、減損の兆候が認められることから、資産グループの回収可能性のテストを行っております。回収可能性のテストの結果、ドイツに所在する資産グループの公正価値が帳簿価額を下回ったことから、減損損失を1,010百万円計上いたしました。なお、STEP-Gの有形固定資産は11,894百万円、無形固定資産は481百万円であります。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

STEP-Gは米国会計基準を適用しており、資産グループの帳簿価額に回収可能性がなく、公正価値が帳簿価額を下回ると判断される場合に、減損損失を認識しております。回収可能性のテストは資産グループに減損の兆候が認められる場合に必要となり、帳簿価額が当該資産グループの使用及び最終的な処分から見込まれる割引前キャッシュ・フローの総額を上回る場合に、回収可能性がないと判定しております。

資産グループの公正価値は、STEP-Gの事業計画、将来の市場成長率、割引率及び経済的減価等の仮定に基づいて算定しております。

これらの仮定には高い不確実性を伴うため、翌連結会計年度の固定資産の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 当社の貸倒懸念債権に区分される営業債権に対する貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

連結貸借対照表に計上されている営業債権57,604百万円（受取手形、売掛金及び契約資産49,262百万円、電子記録債権8,342百万円）に含まれる当社の貸倒懸念債権1,353百万円に対して、貸倒引当金を429百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

債権の貸倒れによる損失に備えるため、営業債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、貸倒懸念債権については財務内容評価法により貸倒見積高を算定し、貸倒引当金を計上しております。

当社は、債権管理マニュアルに規定されている方針に基づき債権区分を決定しており、債権区分の決定は、取引先の財政状態及び経営成績並びに資金援助要請、支払延期要請等のその他の信用懸念事由を総合的に勘案し決定しております。また、貸倒懸念債権に対する貸倒見積高は、担保の処分見込額等に加えて、取引先の債務超過の程度やその他の信用懸念事由を総合的に勘案して算定しております。

これらの債権区分の決定及び貸倒懸念債権に対する貸倒見積高の算定には高い不確実性を伴うため、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産

担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
現金及び預金	4	支払手形及び買掛金	2,529
建物及び構築物	2,307	1年内返済予定の 長期借入金	2,625
機械装置及び運搬具	1,566	長期借入金	14,041
土地	8,172		
その他 (その他投資その他の資 産)	324		
合 計	12,375	合 計	19,195

上記のうち工場財団に供しているもの

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
建物及び構築物	1,906	1年内返済予定の長期借 入金	2,454
機械装置及び運搬具	1,566	長期借入金	13,695
土地	6,473		
合 計	9,945	合 計	16,150

2. 有形固定資産の減価償却累計額

271,140百万円

3. 土地の再評価

当社、連結子会社の協立アルミ(株)及び2001年12月1日付で当社と合併した富山軽金属工業(株)並びに2012年6月1日付で当社と合併した三協マテリアル(株)は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金(合併受入れによるものを含む)を純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

主に土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布 政令第119号)第2条第5号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第4号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価を行った年月日	2001年5月31日
	2001年11月30日

再評価を行った土地の当連結会計年度末に おける時価と再評価後の帳簿価額との差額	△7,999百万円
--	-----------

4. 圧縮記帳

固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

圧縮記帳額	424百万円
うち、 機械装置及び運搬具	249 //
工具、器具及び備品(有形固定資産「その他」)	105 //
土地	66 //
ソフトウェア(無形固定資産「その他」)	2 //

5. 連結会計年度末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	56百万円
電子記録債権	38 //
支払手形	30 //
電子記録債務	240 //
設備関係支払手形（流動負債「その他」）	9 //
設備関係電子記録債権（流動負債「その他」）	218 //

6. 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

(1) シンジケートローン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を2期連続して損失としないこと。

(2) コミットメントライン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
 - ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を損失としないこと。
- これらの契約に基づく借入金残高は4,100百万円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類並びに総数

	当連結会計年度期首 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増 加 株 式 数 (株)	当連結会計年度 減 少 株 式 数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)	摘 要
発行済株式 普通株式	31,554,629	—	—	31,554,629	
合計	31,554,629	—	—	31,554,629	
自己株式 普通株式	209,911	5,221	—	215,132	(注)
合計	209,911	5,221	—	215,132	

(注) 自己株式における普通株式の増加は、単元未満株式の買取によるもの(5,221株)であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月28日 定時株主総会	普通株式	314	10.00	2024年5月31日	2024年8月29日
2025年1月9日 取締役会	普通株式	393	12.50	2024年11月30日	2025年2月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	393	12.50	2025年5月31日	2025年8月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、リスクヘッジ目的での利用に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客との信用取引によって発生したものであり、決済期日までの期間は顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。短期借入金、長期借入金は、主に運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利による借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、このうちの一部についてはデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項に記載されている「(7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、各社の債権管理規程又は与信管理規程などに従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図るなど、信用リスクを管理しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループでは、将来における為替変動リスクを回避するために商品リンクスワップ取引及び通貨オプション取引を、一部の借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引を、アルミニウム地金に係る価格変動リスクを抑制するために商品スワップ取引を利用しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。デリバティブ取引については、取引権限等を定めたデリバティブ取引の内部管理規程等に基づき、管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループでは、当社及び連結子会社の各部署からの報告に基づき財務部門が資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する可能性があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 (※2)	9,611	9,611	－
資産計	9,611	9,611	－
(1) 長期借入金 (※3)	79,854	79,092	△761
(2) リース債務 (※3)	2,152	2,087	△64
負債計	82,007	81,180	△826
デリバティブ取引 (※4)	(225)	(225)	－

(※1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	
関係会社株式	4,169
その他	1,690
合計	5,859

(※3) 長期借入金及びリース債務には、1年内返済予定分を含めて表示しております。

(※4) デリバティブ取引は、債権・債務を純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算出した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	7,600	211	—	7,811
投資信託	—	1,800	—	1,800
資産計	7,600	2,011	—	9,611
デリバティブ取引				
通貨関連	—	1	—	1
金利関連	—	6	—	6
商品関連	—	(232)	—	(232)
デリバティブ取引計	—	(225)	—	(225)

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金	－	79,092	－	79,092
リース債務	－	2,087	－	2,087
負債計	－	81,180	－	81,180

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、その他の株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 に分類しております。一方で、その他の株式及び投資信託は、取引先金融機関等から提示された価格によっており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関及び取引先ブローカーから提示された価格に基づき算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、金利スワップの特例処理の対象とされている一部の長期借入金の時価は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお当該時価は、レベル 2 の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注 1)	合計
	建材 事業	マテリアル 事業	商業施設 事業	国際 事業		
日本	178,652	57,972	43,124	—	176	279,926
アジア	—	1,809	1,398	25,343	—	28,551
欧州	—	—	—	50,801	—	50,801
顧客との契約から 生じる収益	178,652	59,781	44,522	76,145	176	359,279
その他の収益	—	—	—	—	145	145
外部顧客への 売上高	178,652	59,781	44,522	76,145	322	359,424

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、賃貸事業、植物工場事業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益は、事業活動を行う地域を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を認識するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	3,897	2,699
売掛金	45,185	45,350
	49,082	48,050
契約資産	1,220	1,211
契約負債（流動負債「その他」）	1,116	1,370

契約資産は、工事契約において、各報告期間の期末日時点で進捗度に基づき認識した収益に係る未請求債権であります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に工事契約における前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

なお、当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は913百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額は756百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において30,695百万円であります。当該履行義務は、主に建材事業における長期の工事契約に関するものであり、期末日後に概ね1～3年以内に収益として認識されると見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,911円36銭
2. 1 株当たり当期純損失	74円54銭

(重要な後発事象に関する注記)

固定資産の譲渡について

当社は、2025年7月10日の取締役会において、下記の通り、ST Deutschland GmbHが保有しているBonn工場の固定資産の一部を譲渡することを決議し、2025年7月11日に契約を締結いたしました。

1. 譲渡の理由

ST Deutschland GmbHの経営資源の効率的活用や財務体質強化等のため、鉄道向け部材の内部機械加工及び内部溶接加工の停止により遊休となるエリアを売却する不動産売買契約を締結いたしました。

2. 譲渡資産の内容

資産の名称及び所在地	譲渡益	現況
Bonn工場の一部 土地52,536㎡及び建物	約1,900百万円	工場用地

(注) 譲渡価額につきましては、秘密保持条項が含まれておりますので公表を控えさせていただきます。また、譲渡益は譲渡価額から帳簿価額及び譲渡に係る諸費用を控除した概算値であります。

3. 譲渡先

(1) 名称	Univers Holdings GmbH	
(2) 所在地	Justus-von-Liebig-Straße 20, 53121 Bonn, Germany	
(3) 代表者の役職・氏名	General Manager Eberhard Penz	
(4) 事業内容	不動産管理事業等	
(5) 資本金	25千ユーロ	
(6) 設立年月日	2022年2月23日	
(7) 純資産	725千ユーロ	
(8) 総資産	1,283千ユーロ	
(9) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

4. 譲渡の日程

- (1) 取締役会決議日 2025年7月10日
- (2) 契約締結日 2025年7月11日
- (3) 引渡予定日 2026年3月31日

(その他の注記事項)

減損損失に関する事項

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	種類	用途	金額（百万円）
ドイツ	機械装置及び運搬具	事業用資産	654
	リース資産		35
	その他（有形固定資産）		320
富山県高岡市	建物	賃貸資産	1
	土地		62
富山県高岡市	土地	遊休資産	1
石川県羽咋郡志賀町	土地	遊休資産	0
	計		1,077

(経緯)

ドイツの事業用資産については、ドイツ経済の低迷やEV販売台数の鈍化に伴う販売構成の変化等により営業損失が継続している状況を受け、米国会計基準に基づき減損テストを実施した結果、公正価値が帳簿価額を下回ったため、減損損失を認識いたしました。富山県高岡市の賃貸資産については、売却の方針を決定したため、富山県高岡市と石川県羽咋郡志賀町の遊休資産については、土地の帳簿価額に対する時価が下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

ドイツの事業用資産については、米国会計基準に基づき公正価値により測定しております。富山県高岡市の賃貸資産及び富山県高岡市、石川県羽咋郡志賀町の遊休資産の評価については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額若しくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

イ) 市場価格のない株式等
以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

ロ) 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) 棚卸資産

① 商品及び製品・仕掛品・原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 貯蔵品 最終仕入原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 6年～20年

(2) 無形固定資産

定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- | | |
|---------------------------|-------------------------------------|
| ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産 | 自己所有の固定資産と同一の減価償却の方法を採用しております。 |
| ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

3. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| (2) 工事損失引当金 | 受注工事に係る将来の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末において損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。 |
| (3) 災害損失引当金 | 災害に伴う復旧費用等の支出に備えるため、その金額を見積もり計上しております。 |

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。事業年度末において、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過している場合は、超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

なお、保有する株式の一部を拠出して退職給付信託を設定しております。

(5) 製品改修引当金

過去に納入した防火設備（防火引き窓）が国土交通省の大臣認定仕様と異なる仕様であったことに伴い、今後発生すると見込まれる製品改修の支出に備えるため、必要と認められる金額を見積もり計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

建材事業においては、ビル建材製品・住宅建材製品・エクステリア製品の製造・販売等を行っており、マテリアル事業においては、アルミニウム及びマグネシウムの鋳造・押出・加工並びにその販売等を行っており、商業施設事業においては、店舗用陳列什器及び看板の販売等を行っております。

このような商品及び製品の販売については、商品及び製品の支配が顧客に移転した時、すなわち、商品及び製品を顧客の指定した場所へ配送し引き渡した時点で収益を認識しており、商品及び製品の販売のうち、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるものは、出荷時点で収益を認識しております。

また、一部の商品の販売については、製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、当社は在庫リスク及び価格決定の裁量権を有しておりません。当該取引において当社の履行義務は、当該他の当事者により商品が提供されるよう手配することであるため、当社は代理人として取引を行っていると判断し、顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する支払い額を控除した純額を収益として認識しております。

なお、商品及び製品の販売における対価は、顧客へ商品及び製品を引き渡した時点から、通常1年以内に受領しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 工事契約

建材事業及び商業施設事業における工事契約については、工事の進捗に応じて段階的に履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

また、工事契約のうち、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合には、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、工事契約の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しておりますので、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。金利通貨スワップ取引については、一体処理（特例処理・振当処理）の要件を満たしている場合には、一体処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(通貨関係)

ヘッジ手段—商品リンクスワップ取引、通貨オプション取引

ヘッジ対象—外貨建予定取引

(金利関係)

ヘッジ手段—金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引

ヘッジ対象—借入金の支払金利、外貨建借入金及び支払金利

(商品関係)

ヘッジ手段—商品スワップ取引

ヘッジ対象—アルミニウム地金の購入取引

(3) ヘッジ方針

将来における為替変動リスク、金利変動リスク及びアルミニウム地金に係る価格変動リスクの回避を目的として行っております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更及び会計上の見積りの変更に関する注記)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社の有形固定資産の減価償却方法については、一部の有形固定資産については定率法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より定額法に変更しております。

VISION2030への第2フェーズとしての中期経営計画(2025年5月期～2027年5月期)の策定を契機に、当社の有形固定資産の使用実態及び設備投資の内容を検討した結果、安定的な生産により有形固定資産の平準化された稼働が見込まれることから、耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法を採用することが期間損益計算をより適切に行う方法であると判断いたしました。

さらに、減価償却方法の変更に併せて有形固定資産の使用見込期間の再検討を行った結果、一部の有形固定資産については、より実態に即した経済的使用可能予測に基づく耐用年数に変更しております。また、耐用年数経過後の有形固定資産について除却時点の価値を検討した結果、一部の有形固定資産の残存価額を備忘価額の1円に変更しております。

以上の変更により、従来の方法によった場合に比べ、当事業年度の営業利益は564百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は565百万円増加しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

当社の貸倒懸念債権に区分される営業債権に対する貸倒引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸借対照表に計上されている営業債権46,048百万円（受取手形1,769百万円、電子記録債権6,799百万円、売掛金37,408百万円、契約資産70百万円）に含まれる当社の貸倒懸念債権1,353百万円に対して、貸倒引当金を429百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保付債務

担保に供している資産		担保権設定の原因 となっている債務	
種 類	期末簿価 (百万円)	内 容	期末残高 (百万円)
建物	1,906	1年以内返済長期借入金	2,454
機械及び装置	1,566	長期借入金	13,695
土地	6,560		
合 計	10,032	合 計	16,150

なお、上記については工場財団を設定しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 212,498百万円

3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金等に対して次のとおり債務保証を行っております。

ST Deutschland GmbH	7,294百万円
ST Extruded Products Germany GmbH	2,023 //
三協立山押出製品(天津)有限公司	1,760 //
計	11,078 //

4. 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金（合併受入れによるものを含む）を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

主に土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第5号によるところの鑑定評価による方法としておりますが、一部については、同条第4号によるところの路線価により算定した価額に合理的な調整を行う方法としております。

再評価を行った年月日
2001年5月31日
2001年11月30日

再評価を行った土地の当事業年度末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額
△9,380百万円

5. 圧縮記帳

固定資産のうち、国庫補助金等による圧縮記帳額は以下のとおりであり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

圧縮記帳額	358百万円
うち、 機械及び装置	249 //
工具、器具及び備品	105 //
ソフトウェア	2 //

6. 関係会社に対する債権債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権	12,316百万円
短期金銭債務	21,141 //

7. 事業年度末日満期手形等

満期手形等の会計処理については、手形交換日又は決済日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の事業年度末日満期手形等が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	42百万円
電子記録債権	40 //
支払手形	28 //
電子記録債務	252 //
設備関係電子記録債務（流動負債「その他」）	218 //

8. 財務制限条項

当社は金融機関とシンジケートローン契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

(1) シンジケートローン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を2期連続して損失としないこと。

(2) コミットメントライン

- ① 各連結会計年度の末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の連結会計年度の末日の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
 - ② 各連結会計年度の末日における連結損益計算書における営業損益を損失としないこと。
- これらの契約に基づく借入金残高は4,100百万円であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	73,314百万円
営業取引以外の取引による取引高	638 //

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	110,235株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	8,876	百万円
退職給付信託設定額	1,651	//
製品改修費用	1,341	//
未払金及び未払費用	1,015	//
棚卸資産評価損	964	//
繰越欠損金	906	//
ソフトウェア	554	//
固定資産除却損及び減損損失	541	//
貸倒引当金及び貸倒損失	424	//
製品改修引当金	251	//
一括償却資産	187	//
災害損失引当金	88	//
その他	541	//
繰延税金資産小計	17,346	//
評価性引当額	△13,660	//
繰延税金資産合計	3,685	//

(繰延税金負債)

前払年金費用	2,447	百万円
その他有価証券評価差額金	1,222	//
退職給付信託設定益	494	//
資産除去債務に対応する資産	38	//
繰延ヘッジ損益	29	//
繰延税金負債合計	4,232	//
繰延税金負債(資産)の純額	546	//
土地再評価に係る繰延税金負債	4,558	//

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年6月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.46%から31.36%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）が94百万円、法人税等調整額が59百万円、それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が35百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債が130百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	期末残高	
						科目	金額
子会社	三協テック(株)	所有 直接100%	当社製品の 加工・販売 役員の兼任	製品売上 (注) 1 資金の預り (注) 2	15,534 4,977	売掛金 預り金	5,922 4,644
	S T 物流サービス(株)	所有 直接100%	当社製品の 保管及び運 搬	荷具運賃等 (注) 3	15,098	未払金	2,722
	三精工業(株)	所有 直接100%	当社製品の 製造 役員の兼任	原材料の 有償支給 (注) 4	4,660	未収入金	1,992
	Sankyo Tateyama Europe BV	所有 直接100%	資金援助	資金の貸付 (注) 5 貸付金の 回収 増資の引受 (注) 6	4,353 4,198 4,230	関係会社 短期貸付金	572
	ST Deutschland GmbH	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 7	7,294	—	—
	ST Extruded Products Germany GmbH	所有 間接100%	債務保証	債務保証 (注) 7	2,023	—	—

(注) 1. 製品の売価は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注) 2. 資金の預りは、当社がグループ各社との間で契約を締結しているCMS(キャッシュ・マネジメント・サービス)に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は当事業年度中の平均残高を記載しております。

(注) 3. 荷具運賃等は、仕入先の提示価格に基づき、每期交渉の上決定しております。

(注) 4. 原材料の有償支給については、市場価格等を勘案して価格交渉のうえ決定しております。

(注) 5. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

- (注) 6. 増資の引受は、Sankyo Tateyama Europe BV が行った増資を当社が引き受けたものであります。
- (注) 7. 仕入債務及び金融機関からの借入金について債務保証を行ったものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,172円25銭
2. 1 株当たり当期純利益	13円11銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記事項)

減損損失に関する事項

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	種類	用途	金額（百万円）
富山県高岡市	土地	遊休資産	1
石川県羽咋郡志賀町	土地	遊休資産	0
	計		1

(経緯)

遊休資産については、帳簿価額に対する時価が下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

当社は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分である事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産等については個々の物件単位でグルーピングをしております。

(回収可能価額の算定方法等)

遊休資産の評価については、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額若しくは固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出した金額を使用しております。